

「令和7年度デザイン等知的財産の戦略的活用による商品群の高付加価値化
実証業務」委託仕様書（案）

1 業務名

令和7年度デザイン等知的財産の戦略的活用による商品群の高付加価値化実証業務

2 目的

「青森県」を代表する商品群において、デザイン等の知的財産を稼ぐ力に生かす戦略的な活用による付加価値向上に向けた取組を実証することにより、関係団体等が行うブランディングの取組に新たな視点が加わることで加速化・多角化に繋げることを目的とする。

3 事業の概要

本県の主要農産物である「りんご」を題材に、量販店における売場のデザインの確立に向けた実証試験販売を実施する。

具体的には、「青森りんご」の包装資材や販売促進資材（ポスターやミニのぼり等）等のオリジナルデザインの制作及びこれら資材を含む「青森りんご」売場のデザインを設計し、また、当該デザインを活用し、売場で実際に実証試験販売を行い、消費者や店舗の果実担当者及びバイヤーからのヒアリング等により、デザイン活用による効果を検証する。

なお、デザインの設計に当たっては、首都圏量販店における日常的な「青森りんご」売場のスタンダードデザインの確立を目指すことを念頭に置くものとする。

（1）首都圏量販店における青森りんご売場での消費者・関係者への事前調査

量販店における「青森りんご」売場デザイン案の制作に当たり、首都圏量販店のりんご売場において、消費者から、青森りんごや果物全般に対する評価や潜在的なニーズ等の聞き取り調査を行うこと。

また、併せて、店舗の果実担当者及びバイヤー等から、青森りんごや果実全般に対する評価や意見の聞き取り調査を行うこと。

なお、調査の具体的な内容については、事前に青森県経済産業部産業イノベーション推進課（以下「県」という。）と協議すること。

<事前調査実施店舗数及び対象者数、実施方法等>

●実施店舗

実施店舗は、実証試験販売を行うことを前提として県が1店舗選定する。

●消費者の調査

調査項目を設定の上、県が選定した店舗において、連続する2日間（1日当たり5時間程度）で、計100名以上の消費者から聞き取りを行うこと。

●店舗担当者の調査

調査項目を設定の上、県が選定した店舗の果実担当者等1名以上から聞き取りを行うこと。

(2) 青森りんごのブランディングに係る課題等の整理

上記(1)による調査結果を踏まえ、青森りんごのブランディングに係る課題を洗い出し、取りまとめの上、県及び一般社団法人青森県りんご対策協議会（以下「りん対協」という。）と共有するとともに、下記(3)のデザイン案に反映させること。

また、下記(3)及び(4)の業務についても、県及びりん対協と情報を共有し、必要に応じ意見等を取り入れながら進めること。

(3) デザイン案の制作

上記(2)の課題等の整理を踏まえ、実証試験販売に必要なデザイン案を制作すること。

①売場全体のデザイン

②包装資材（出荷箱、少量入り箱、鮮度保持袋等）及び販売促進資材（ポスター等）のデザイン

(4) 包装資材等試作品の製作

上記(3)で制作したデザインを基に、店舗で実証試験販売を行うための包装資材等の試作品を製作すること。

(5) 実証試験販売実施店舗等との調整

実証試験販売は、事前調査と同店舗で実施することとし、また、りん対協が開催する青森りんごの試食宣伝販売期間に合わせて実施すること。

実施に当たっては、実施店舗と適宜打合せを行うとともに、日時や実施方法は、りん対協及び県、その他必要に応じ関係団体と協議の上進めること。

(6) 実証試験販売の実施

上記(3)でデザインした売場全体のデザインや上記(4)で製作した包装資材等の試作品を活用し、店舗のりんご売場において実証試験販売を行うこと。

<実証試験の概要>

●実証試験の日数

連続する2日間(1日当たり5時間程度)

●実施時期

令和8年1~2月

●実施方法

りん対協が試食宣伝販売を行う際に配置するマネキンとともに受注者が立ち、消費者及び店舗の果実担当者の聞き取りを行うこと。

●実証項目

実証試験実施期間中の売上額、消費者の声、店舗担当者の意見等、「青森りんご」の売場デザインの確立に向け有効なファクターについて取りまとめ、分析すること。

(7) 成果報告書の作成・提出

上記(1)から(6)までの一連の取組終了後、実施状況や得られた成果、実証試験の分析結果等を記載した成果報告書を作成し、業務完了報告書に添付して県へ提出すること。

(8) 著作権等知的財産権の取扱

- ① 受注者は、本委託業務の実施のために必要な受注者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権について、当該権利の利用にあたり支障の無いよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受注者の責任により対処すること。
- ② 受注者が本委託業務において制作したデザイン案及び製作した物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。)及び所有権は、全て発注者に帰属するものとする。
また、本委託業務で生じたその他知的財産権についても、使用及び処分に関する一切の権利は、県に帰属するものとする。

(9) その他

- ① 問題等が発生した場合は、県に連絡するとともに、事業者の責任で問題解決を図ること。
- ② 本仕様書に明記されていない事項等については、県と協議すること。

- ③ 本事業による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止に努めること。

<全体スケジュールイメージ>

- 6月末 契約締結
- 7月 りん対協等との打合せ
事前調査及び実証試験販売実施店舗選定
事前調査
- 8月 事前調査取りまとめ～課題等整理（県との共有）
（月末りん対協通常総会）
- 9～10月 デザイン案制作
- 11月 実証用デザイン完成、包装資材等試作品製作
- 12月 りん対協、実証販売実施店舗等との打合せ
資材試作品完成
- 1～2月 実証試験販売、実証試験販売結果取りまとめ
- 3月 実証結果取りまとめ～成果報告書作成